

ヘーゲルの和解概念・1
—キリスト教における和解の教義—

Hegel's Concept of Reconciliation, Part 1:
The Doctrine of Reconciliation in Christianity

竹 島 あゆみ
TAKESHIMA, Ayumi

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第58号 2024年12月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.58 2024

ヘーゲルの和解概念・1

—キリスト教における和解の教義—

竹 島 あゆみ*

目次

はじめに

1. 聖書における用法
2. 教父・スコラ神学における用法
 2. 1. アウグスティヌス
 2. 2. アンセルムス
 2. 3. トマス
 2. 4. スコトゥス
3. 近世神学における用法
 3. 1. ルター
 3. 2. カルヴァン
4. ヘーゲルにおける和解

はじめに

ヘーゲルの社会哲学を構成する不可欠な概念の一つに〈承認〉*Anerkennung*があると筆者は考える。しかし承認は固有の限界をもち、それを補完するものとしての〈和解〉*Versöhnung*¹もまたヘーゲルの思想の中に特有の位置を占める。ヘーゲルの思想の発展史においては、既にフランクフルト期（1798-1800）に、承認論の成立以前に〈愛による運命との和解〉という構想が存在した。この和解はイェーナ期（1801-1806）には、承認を補完する原理として再登場してくる。イェーナ期以後の承認論の模索とその限界から、体系期には最終的には承認と和解の両者を統合する独自の共同的な自由の構想が現れてくることになり、それとともに承認も和解も後景に退いていく。しか

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

¹ 「和解」*Versöhnung*（中高ドイツ語では *versüenen*）の語はもともと *Sühne*「贖罪」に由来するが、次節で見るようにルター訳聖書において *καταλλαγή*, *reconciliatio* のドイツ語訳として用いられている。

Vgl. Jacob und Wilhelm Grimm: *Deutsches Wörterbuch im Internet, Kompetenzzentrum für elektronische Erschließungs- und Publikationsverfahren in den Geisteswissenschaften*, Universität Trier, 1998-2015, Bd. 25, 1350ff.; Kluge(2002), 957.

しそれだけでは解決できない問題がなおも残り、それゆえ体系期のヘーゲルの著作にもところどころ和解が顔を出すことになる²。

ところで和解概念自体は、もとよりキリスト教神学における重要な概念であり、ヘーゲルもそれを継承しているということには、大きな異論はみられない。——どの程度の独自性をそこに付け加えたのかについて議論はあるにしても³。しかし聖書から古代中世神学、宗教改革から現代の神学に至るまで、キリスト教における和解の意味と用法は大きな振れ幅を持っている。以下ではキリスト教神学におけるこの概念の発展を整理する。

1. 聖書における用法

新約聖書に現れる、καταλλαγῆ, καταλλάσσω, ἀπαλλάσσω, ἀποκαταλλάσσωという語群が、日本語訳聖書においては「和解（する）」と訳されている。旧約聖書においても神が人間の罪を代理的に担うという思想が既にある（イザ 53）が、上記の「和解（する）」の語群が集中的に現れるのは新約聖書、特にパウロ書簡（パウロ真筆によるものではない、いわゆる第二パウロ書簡を含む）においてである。そこでは、キリストを通じた和解の業が、人々の罪責をその上に負い、十字架においてその生命を捧げることに於いて、赦しとして成り立つということが強調される。キリストの死は人類と世界とを救う贖いとして、和解をもたらすのである。

上記の「和解（する）」の語の用例を含む箇所は下記の通り（訳文は『聖書協会共同訳新約聖書』による）。

καταλλαγῆ, καταλλάσσω

敵であったときでさえ、御子の死によって神と和解させていただいたのであれば、和解させていただいた今は、御子の命によって救われるのはなおさらです。それだけでなく、私たちの主イエス・キリストによって、私たちは神を誇りとしています。このキリストを通して、今や和解させていただいたからです。（ロマ 5：10-11）。

彼らが捨てられることが世界の和解となるなら、受け入れられることは死者の中からの命でなくて何でしょう。（ロマ 11：15）。

——けれども、別れてしまったのなら、結婚せずにいるか、夫と和解するかしなさい。——また、夫は妻を離縁してはいけません。（一コリ 7：11）。

² 竹島（2016）参照。

³ この点については別に考察する予定である。

これらはすべて神から出ています。神はキリストを通して私たちをご自分と和解させ、また、和解の務めを私たちに授けてくださいました。つまり、神はキリストにあって世をご自分と和解させ、人々に罪の責任を問うことなく、和解の言葉を私たちに委ねられたのです。こういうわけで、神が私たちを通して勤めておられるので、私たちはキリストに代わって使者の務めを果たしています。キリストに代わってお願いします。神の和解を受け入れなさい。(二コリ 5: 18-20)。

ἀποκαταλλάσσω

十字架を通して二つのものを一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を減ぼしてくださったのです。(エフェ 2: 16)。

〔神は〕その十字架の血によって平和を造り／地にあるものも／天にあるものも／万物を御子によって／ご自分と和解させてくださったのです。……しかし今や、神は御子の肉の体において、その死を通してあなたがたをご自分と和解させ、聖なる、傷のない、とがめるところのない者として御前に立たせてくださいました。(コロ 1: 20, 22)。

ἀπαλλάσσω

あなたを訴える人と一緒に道を行くときには、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるに違いない。(ルカ 12: 58)

このような聖書における和解がヘーゲルの和解概念に与えた影響を考える上で、特に重要なのは以下の点である。第一に、聖書において人と人の間の和解に言及されることもあるが(一コリ 7: 11, ルカ 12: 58)、第一義的には和解とは神と人(及び世界)との間に起こるものであるという点である。第二にそのような神と人との間の和解は相互的なものではなく、神の恵み(恩寵)により、キリストを仲保者として神から一方的に人に与えられるという非相互的なものとされている点である。

2. 教父・スコラ神学における用法

本節では主として R. サーリネン(2022a)に依拠して中世に至るまでのキリスト教神学における和解概念の展開を概観する。

2. 1. アウグスティヌス

サーリネンによれば、アウグスティヌスに特徴的なのは、和解と平和の間の関連であるとされる。例えば、彼が『ガラテヤ人への手紙講解』でパウロの冒頭の言葉「恵みと平和があなたがたにあるように」（ガラ 1：3）を解説する際、彼は私たちが平和のうちに神と和解すると言っている。同様の記述は、例えば『撤回録』1. 24. 2にも見られる。『三位一体論』4. 3. 19では、アウグスティヌスは、キリストが自らを捧げるいけにえについて語り、キリストはこの自己献身の受け手であり受益者でもあるので、「この真の仲介者は、平和のいけにえによって私たちを神と和解させ、それを捧げる相手と一つにとどまる」と述べている。このように、平和と仲介がキリストの和解の働きを特徴づけている。

この関連は、『詩篇講解』71/72：1で特に強く、そこでアウグスティヌスはキリストを平和の作り手として語っている。この役割において、キリストは最初に和解の平和をもたらし、次に不死の平和を与える。ここで（『詩篇講解』71/72：5-7）、アウグスティヌスは正義と平和の関連についても語っている。すなわち、山々が平和を、丘が正義をもたらしと言われるとき（『詩篇講解』71/72：3）、それは山々がキリストを通して和解のメッセージを宣べ伝えることを意味する。

2. 2. アンセルムス

カンタベリーのアンセルムスの主たる関心は神の「正義」を理解することであり、それに比べると「和解」への言及は少ないとサーリネンはいう。アンセルムスは、キリストの死を通して和解が達成されるとするが、それはこの出来事が神の正義を回復するからである（『神はなぜ人となったのか』2. 21）。重要な一節で、キリストは和解をもたらし者 *reconciliator* と呼ばれている（『神はなぜ人となったのか』2. 16）。キリストの贖いの行為は、他の全ての者が王に対して罪を犯した状況で、無実の人が計り知れないほどの奉仕をすることに例えられる。この無実の人は王の好意と他の全ての人への愛を持っているので、王はその奉仕のゆえに全ての罪人と和解する *reconciliare* ことができる。この贖いの奉仕は *reconciliatio* と呼ばれる（『神はなぜ人となったのか』2. 16）。アウグスティヌスとは異なり、アンセルムスは和解を平和の観点から記述していない。そのかわりに、神の永遠の正義が、満足と贖いの性質、およびそれらから生じる和解を決定するとされる。

2. 3. トマス

サーリネンによればトマス・アクィナスは、キリストの受難が二つの意味で私たちと神との和解の原因であるとしている。第一に、それは罪 *sin* を取り除き、それによって神の敵意を取り除く。第二に、キリストのいけにえは神を喜ばせ、人類の神に対する背き *offence* を取り除く。このように、和解は神の怒りを宥める。罪深い人間がキリストの受難を引き起こし神を怒らせたが、キリストの死は神の愛を表現し、和解をもたらし（『神学大全』III q49 a4）。悔い改めの文脈で、トマスはこ

の秘跡が友情の和解 (reconciliatio amicitiae) をもたらすと考えている (『神学大全』 III q90 a2r)。

『命題集註解』では、トマスは和解を悔い改めの秘跡に関連づけて語っている (In IV Sent. d14-15)。トマスは、悔い改めの目的 (finis) が神との和解であることを強調している。この文脈での罪に対処する仕組みは、動詞「償う」 (expiare) で表現されている。基本的に、和解はトマスにとって「友情の修復」 (amicitiae reparatio) であり、悔い改めの満足によって (per satisfactionem) 達成される (In IV Sent. d15 q1 a5 qclを参照)。他方平和と正義の問題はトマスにとって重要だが、アウグスティヌスのように和解の概念を形作るものではないとサーリネンはいう。

2. 4. スコトゥス

ヨハネス・ドゥンス・スコトゥスは、アンセルムスと同様に、キリストを和解をもたらす者 reconciliatorと呼んでいる (Lectura III, d3 q1, vol. 20 : 124と Ordinatio III, q1, vol. 9 : 174)。少なくとも一度、彼は義認と和解を同義の概念として記述している (Ordinatio IV, d1, vol. 11 : 129)。スコトゥスは、神の絶対的な力と予定された力との区別のために、神は絶対的な力で原罪の罪を取り除くことができるが、それにもかかわらず特別な恵みを差し控えることができると教えている。類比的に、神は人類と和解することができるが、それにもかかわらず恵みによる救いの受け入れを差し控えることができる (Ordinatio IV, d1 pars4 q1, vol. 11, 127)。ここでスコトゥスは、和解が罪の赦しを意味すると主張しており、これは罪人の義認にも当てはまる記述である。スコトゥスの神の絶対的な力についての考察は革新的だが、同時に和解についての中世の理解を継続しており、キリストの働きと恵みの効果をより広く詳述することなく、神の宥めを描いている。

3. 近世神学における用法

本節でも引き続き主としてR. サーリネン (2022a) に依拠して近世のキリスト教神学における和解概念の展開を概観する。

3. 1. ルター

サーリネンによればマルティン・ルターの和解概念の理解の前提として重要なのは、καταλλάσσωなどの語を翻訳するために使われるドイツ語の動詞versöhnen (またversöhnen) が、ヘブライ語とギリシア語の贖いexpiationと宥めpropitiationを表す用語を翻訳する際に好まれるsühnenと密接に関連していることである。このことが、ドイツ語のVersöhnungという用語が、救済論のプロセス全体を表現するようになっていくことにつながる。またそれは、プロテスタントの神学における和解と贖罪atonementの意味的な重なりにも貢献しているという (Rolf 2017)。

しかしドイツ語のsühnenは、それ自体が犠牲的ではない。サーリネンはグリムのドイツ語辞典

に依拠して、この言葉が法律用語から来ており、しばしば裁判官の決定や当事者間の平和につながる解決を意味すると指摘する。そしてルターはこの背景に気づいており、したがってまた和解と義認の密接な関連性を認識している。このような理由から、ドイツ語の動詞 *versöhnen* と *sühnen* は、ルターの信仰による義認という神学全体と共鳴する。それらはまた、和解を神の正義と結びつけるアンセルムスの路線を継承するものでもある。

ルターは *versöhnen* を (1) 神との平和、(2) 人間同士の平和、(3) 特定の場合には宥めの意味で使用している。(1) はキリストの死が私たちを神と和解させ、キリストが私たちのために与えられた贈り物であると言う場合である (Fastenpostille 1525 ; WA vol. 17II : 206, 14 ; and Deutsche Bibel 1534 ; WADB10/1 : 141, 16)。(2) は夫婦がお互いに和解すべきである、あるいは、私たちは隣人と和解すべきであると言う場合である (Predigten des Jahres 1531 ; WA 34/1 : 63, 19 ; and Von der Beicht 1521 ; WA 8 : 156, 20)。(3) は旧約聖書を解説する際に、人の罪深い行いは償われる必要がある (*missetat versunen, Dass Jesus Christus ein gebornere Jude sei* 1523 ; WA 11 : 331, 26 and 334, 19) と言う場合である。

以上見てきたように、サーリネンはルターの「和解」*Versöhnung* が、犠牲と平和構築の融合を意味するものではなく、むしろ、神の正義の文脈が保持されているとする。しかし、人文主義者たちがラテン語からの翻訳を行う際にしばしば行った、複数の語の新たな結合が、元々の教義を混乱させることになったという。

例えば、『アウグスブルク信仰告白』は、そのラテン語のテキスト (第21条) で一テモ 2 : 5 に言及し、キリストを仲介し宥める者として語っているが、そのドイツ語訳では *Versuhner* と言っている。同様に、『アウグスブルク信仰告白の弁明』(21.17) は、キリストが「*Mittler oder Versühner*」(ラテン語では *propitiator*) であることは2つのことを前提としていると説明している。すなわち、神がキリストを送ると約束したこと、そして私たちがキリストの助けを求めることができることである (BSELK 2014)。

このようにサーリネンは、ルター派の信仰告白の伝統がドイツ語の動詞 *versöhnen* の下に異なる概念を統合することになり、やがて *Versöhnung* がプロテスタントの救済論の包括的な用語となっていくとまとめている。

3. 2. カルヴァン

サーリネンによれば、カルヴァンは、神の愛の概念を用いて和解を扱っているという。アウグスティヌスのヨハネによる福音書の解説を引用しながら、カルヴァンは、神は世界が創造される前から人間を愛していたとする。「私たちがキリストの死によって和解されたという事実は、神の子が私たちを和解させ、神が憎んでいた者たちを今から愛し始めるためだと理解してはならない。むしろ、私たちはすでに私たちを愛している方と和解されている」(Institutes of the Christian

Religion 2. 16. 4 ; Calvin 2006 ; cf. Augustine, Tractates on the Gospel of John 110. 6)。

『キリスト教綱要』2. 16. 2で、カルヴァンは旧約聖書のさまざまな出来事がキリストだけが成し遂げる贖罪 (expiatio) とどのように関連しているかを説明している。『キリスト教綱要』2の題名で使われている贖い主 (redemptor) としてのキリストなどの他の概念は、この見解を和解よりも顕著に表現している。このようにして、アウグスティヌスにおける「和解」reconciliatioが、より広く救済論的テーマと結びつけられることになることになるとサーリネンは結論づける。

本稿では省略したが、サーリネンは更にグロティウス、カント、シュライアマッハーにおける和解の用法にまで検討を広げ、宗教改革期以降、ドイツ語のVersöhnungは和解reconciliationだけでなく宥和propitiationをも意味すると結論している。このため、代替的贖罪と犠牲的贖罪のテーマが目立って現れるのに対し、平和構築のテーマは強調されなくなる。

4. ヘーゲルにおける和解

承認概念とは対比的に、ヘーゲルの和解概念には、上記で述べたキリスト教における和解概念、とりわけルターのそれが色濃く影響している。詳しくは別稿に譲るが、ここではその概略を述べておく。

フランクフルト時代までの若きヘーゲルの宗教思想における和解は、キリスト教的和解概念にさらにギリシア的な運命観を付け加えたものであった。そしてその「愛による運命との和解」はこの時期のヘーゲルの思想の中核を占めるものであった。

イエーナ期には、大筋ではこのようなギリシア的なものの影響は徐々に背景に退いていき、和解概念そのもののヘーゲル哲学における重要性も、承認概念の発展に比して相対的に小さくなっていく。しかしイエーナ期最後に位置する『イエーナ体系草稿III』及び『精神現象学』では、主要な文脈としては承認論が占めるものの、承認の持つ矛盾が現れるところを弥縫するために、再び和解が登場することになる。それは『イエーナ体系草稿III』では、宗教において精神が世界と和解すること、また教会と国家の和解として語られる。

そして『現象学』では二つの良心の相互承認を支えるものとしての和解が、精神章から宗教章への橋渡しを為すとともに、宗教章の啓示宗教論及び絶対知章でも重要な役割を果たす。

体系期のヘーゲルにとっては、承認論の構図が背景に退くとともに、自由の学としての法哲学が確立されてゆき、最終的には〈個別・特殊・普遍〉という概念のカテゴリーを実在化する発展へと、要は絶対精神の自己実現へと体系構想が一本化されていくことになる。

一方和解の役割も、それとともに縮小されていった。というのも、自-他の相対的な独立性を残し対立を旨とする承認の枠組みを外から宥和すること、端的に言えば〈異他的なものの調停〉という和解の根本意義は、承認論が背景に退くことによって希薄になったからである。

しかしそれでもなお『要綱』の末尾の世界史の叙述と、冒頭の序文とに「和解」をめぐるテキストが現れている。

以上本稿ではキリスト教神学における和解概念の発展を整理した上で、ヘーゲル社会哲学における和解概念について概観した。承認と和解という二つの原理は、時期によって微妙にそれぞれの内実と位置価値を変容させつつ、また相互の関係も近づいたり離れたりしながら、複雑な軌跡を描いて発展する。それはヘーゲルの社会哲学の発展そのもの——自己と他者の、個と全体の対立と統一の問題をめぐる発展そのものと密接に関係している。次稿では、ヘーゲルが社会哲学を発展させる過程で、彼の和解概念がどのように展開していくかを考察したい。

<参考文献>

ヘーゲルのテキスト

Gesammelte Werke. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, Hrsg. von Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg : Felix Meiner, 1968ff.
Werke in zwanzig Bänden. Theorie Werkausgabe. Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M. : Suhrkamp, 1969ff.

ヘーゲル関係二次文献（欧文）

Hardimon, M. O. (1994) *Hegel's Social Philosophy : The Project of Reconciliation*, Cambridge University Press.

Jaeschke, W. (2010) *Hegel Handbuch*, 2. Auflage, Stuttgart/Weimar : J. B. Metzler 2010.

Jamme, Ch. u. Pöggeler, O. (hrsg.) (1981) *Homburg vor der Höhe in der deutschen Geistesgeschichte : Studien zum Freundeskreis um Hegel und Hölderlin*. Stuttgart : Klett-Cotta.

久保陽一訳『ヘーゲル、ヘルダーリンとその仲間』、公論社、一九八五年。

Kotkavirta, J. (2004) „Liebe und Vereinigung“, in Merker, B./ Mohr G./ Quante, M. (Hrsg.)(2004).

Merker, B./ Mohr G./ Quante, M. (Hrsg.) (2004) *Subjektivität und Anerkennung*, mentis.

Pinkard, T. (1994) *Hegel's phenomenology, the sociality of reason*, Cambridge University Press.

Rosenkranz, K. (1977) *Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben*, Nachdruck der 1. Auflage (1844), Wissenschaftliche Buchgesellschaft.

中野肇訳『ヘーゲル伝』、みすず書房、一九八三年。

Rozsa, E. (2005) *Versöhnung und System : Zu Grundmotiven von Hegels praktischer Philosophie*, Wilhelm Fink.

Schmidt am Busch, H.Ch. u. Zurn Ch. F (ed.) (2010) *The Philosophy of Recognition : Historical and Contemporary Perspectives*, Lexington Books.

- Schnädelbach, H. (2000) *Hegels praktische Philosophie. ein Kommentar der Texte in der Reihenfolge ihrer Entstehung*, Frankfurt a. M. : Suhrkamp.
- Schmidt am Busch, H. Ch. u. Zurn Ch. F. (ed.) (2010) *The philosophy of recognition. Historical and contemporary perspectives*. Maryland : Lexington Books.
- Williams, R. R. (1992) *Recognition*, Albany : State University of New York Press.
- Williams, R. R. (1997) *Hegel's Ethics of Recognition*, University of California Press.
- Zurn, Ch. F (2010) „Introduction“, in : Schmidt am Busch, et. Al (ed.) (2010)

ヘーゲル関係二次文献（邦文）

- 青木茂（1995）『ヘーゲルのキリスト論 十字架の哲学』、南窓社。
- 岩波哲男（1984）『ヘーゲル宗教哲学の研究 ヘーゲルとキリスト教』、創文社。
- 久保陽一（1993）『初期ヘーゲル哲学研究』、東京大学出版会。
- 高田純（1994）『承認と自由』 未来社。
- 竹島あゆみ（2016）『承認・自由・和解 ヘーゲルの社会哲学』、岡山大学文学部研究叢書38。

キリスト教関係テキスト

- Anselmus of Canterbury (1938) *Opera omnia*, Nelson.
- Aquinas, Thomas (1888) *Opera omnia*, edited by Leonina. Polyglot Press.
- Augustinus of Hippo (1865) *Opera omnia. Corpus Scriptorum Ecclesiasticorum Latinorum*, Tempsky.
- BSELK (2014) *Die Bekenntnisschriften der evangelisch-lutherischen Kirche*. Edited by Irene Dingel. Vandenhoeck & Ruprecht.
- Calvin, John (2006). *Institutes of the Christian Religion*, John Knox Press.
- Duns Scotus, John (1950) *Opera omnia*, Polyglot Press.
- Luther, Martin (1883) *D. Martin Luthers Werke*, (Weimarer Ausgabe). 136 vols., Böhlau.

キリスト教関係二次文献（欧文）

- Galling, K (hrsg.) (1962) *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*, 3. Aufl., 1367ff.
- Aulén, G (tr. by Hebert, A. G.) (1931) *Christus Victor : an historical study of the three main types of the idea of the atonement*, Macmillan.
- グスターフ・アウレン（佐藤敏夫他訳）（1982）『勝利者キリスト 贖罪思想の主要な三種類の歴史的的研究』
- Kittel, G (ed.) G. W. Bromiley (tr.&ed.) (1985) : *Theological Dictionary of The New Testament*, Abridged in One Volume, 40ff.

- Rolf, S. (2017) Atonement and Reconciliation, in: *The Oxford Encyclopedia of Martin Luther*. Volume 1.
Edited by Derek R. Nelson and Paul R. Hinlicky. Oxford University Press, 57–71.
- Saarinén, R. (2022a) Reconciliation, in : *St Andrews Encyclopaedia of Theology*,
[https : //www.saet.ac.uk/Christianity/Reconciliation](https://www.saet.ac.uk/Christianity/Reconciliation)
- Saarinén, R. (2022b) Hegel's camel, From the history of reconciliation to the theory of atonement, *Neue Zeitschrift Für Systematische Theologie Und Religionsphilosophie*, 64(4), 363–381.

キリスト教関係二次文献（邦文）

- 日本基督教協議会文書事業部編（1968）『キリスト教大事典 改訂新版』。
- 荒井献・石田友雄編（1989）『旧約新約聖書大事典』。
- 大貫隆他編（2002）『岩波 キリスト教辞典』。